

観音寺市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長及び教育長から定期監査の結果に対する措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成31年 3月25日

観音寺市監査委員 佐伯文男
観音寺市監査委員 立石隆男

- 1 措置を講じた部局
観音寺市長
観音寺市教育長
- 2 監査実施期間
平成31年 1月15日から同年 2月21日まで
- 3 監査結果報告書の提出日
平成31年 2月25日
- 4 措置通知年月日
平成31年 3月22日付（観音寺市長）
平成31年 2月28日付（観音寺市教育長）
- 5 措置内容
別紙のとおり

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

対 象 部 局	政策部 秘書課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<p>○市ホームページには現時点で広告掲載は無い。市民サービスの向上や地域経済の発展のために積極的に広告を募集し、民間企業等との協働により新たな財源を確保されたい。</p> <p>○若手職員の積極的な研修への参加を促進し、その成果を発揮されることを望む。</p>	<p>○市ホームページの広告については、今後も継続して募集のPRを行い、財源確保に努める。</p> <p>○若手職員に市町村アカデミーなどの各種研修を案内し、個々の能力の向上を図っていくよう努める。</p>	

対 象 部 局	市民部 人権課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<p>○住宅新築資金等貸付償還事業について、滞納者には訪問や督促を実施し、状況調査を積極的に行っていることが伺える。引き続き強力な徴収対策を実施し滞納額の減少に努められたい。</p> <p>○駐車場プリペイドカードについて、少額の残金があるものが残っていた。現在使用中のカードと併せて使用されたい。また、領収書については使用ごと保管されたい。</p> <p>○人権・同和教育の推進については、学校や地域社会に積極的に取り組んでいる。引き続き、継続が大切なソフト事業に努められたい。</p>	<p>○滞納者に対し、訪問や呼び出しを行い、随時「督促状」「催告書」等を送付している。今後も徴収対策を強化し滞納額の減少に努める。</p> <p>○カード残額の確認及び領収書の使用ごとの保管を徹底し、駐車場プリペイドカードの適正な管理を行う。</p> <p>○人権・同和教育の推進を引き続き図っていく。</p>	

対 象 部 局	経 済 部 商 工 観 光 課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<p><各課共通></p> <p>○職員の勤務管理について、出勤簿の空白部分が見受けられた。出退勤システムの読み取り漏れ等のないよう、自己管理を確実にされたい。また、承認者においても十分に注意し、確認されたい。</p> <p>○複数課において、公用車運転日誌に閲覧欄に印のないものが見受けられた。観音寺市公用車運転管理規程にのっとり安全運転確保のためにも、確認印は必要であるとする。</p> <p>○国や県の政策による新規事業、市民のニーズ等の変化による新規事業等の導入も必要であるが、スクラップアンドビルドの観点から、事業効果のないものを見直しや、類似した事業の統廃合も検討されたい。部・課を超えた事業の洗い出しも必要ではないか。</p>	<p>○記入漏れのあった備考欄への公用車使用等の交通手段の記入について、追記するとともに、新規分も入力漏れの内容を周知した。</p> <p>○公用車運転日誌については定期的に関覧するように周知し、確認することとした。</p> <p>○課内においては、補助事業以外での事業のスクラップアンドビルドについて事業効果等検証しながら見直しを図っていくよう努めます。また、他部署に属する事業との費用効果等検証しながら整理に努めます。</p>	

<商工観光課>

○指定管理者の運営については、収支の状況を十分に把握し、収入の確保・健全運営に努められたい。

○就活支援について、転入者に力を入れるとともに、若者の定住についても考えていくべきではないか。

○たくさんの事業をこなしている課であるので、もっと自治会、地域の方の協力を得るよう体制作りを考えてみてはどうか。

○団体等の補助金について地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされているように、補助金の交付にあたっては「公益性」があることが求められる。その効果運営に対し説明責任が果たせるように常に検証し交付決定をされたい。

○施設の運営については、指定管理者へ、物販等の販売促進について十分に努力を重ねている状況ではあるが、定期的な管理を徹底するよう促し、施設の大幅な修繕が伴うことのないよう運営管理を心がけるよう指導し、健全な運営を促した。

○若者の定住については、少しでも若者の定住が市への活力となるよう担当課であるふるさと活力創生課と協力して施策を講じていくことで一致した。

○ちょうさ祭実行委員会については、祭りの中心となっている自治会で組織する協議会への協力を仰ぎ、新体制構築し整備したところであり、今後、このような先例を踏まえて、他の組織についても自立していく組織としての体制作りに努めます。

○各種団体への補助金については、市補助金等交付規則やその他の規定に基づき交付している。公平性、公益性に鑑み補助団体の支出内容を十分精査するとともに、各種団体に通達指導します。

対 象 部 局	建設部 下水道課	
	指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
	○施設の老朽化、人口の減少等、課題は多いが、国・県の政策の変換を読み取り、当市の運営に見合った事業の見直しを引き続き進められたい。	○人口の減少に伴う下水道事業の見直しや当市の運営に見合った施設の再構築を検討していく。

対 象 部 局	教育部 市民スポーツ課	
	指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
	○現金出納帳の引継ぎについて	○引継ぎ簿に記入及び押印し、以後、引継ぐよう周知した。